

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

○有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法（平成17年12月22日農林水産省告示第1971号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>四 有機畜産物の生産行程についての検査</p> <p>有機畜産物の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>1 次に掲げる事項について、当該生産荷口の実績管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 家畜又は家きんの由来</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当該生産荷口に係る生産の方法が有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条に規定する飼養及び生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認</p>	<p>四 有機畜産物の生産行程についての検査</p> <p>有機畜産物の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>1 次に掲げる事項について、当該生産荷口の実績管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>生産に用いた</u>家畜又は家きんの由来</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当該生産荷口に係る生産の方法が有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認</p>